

徳島県選挙管理委員会告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	六九、八三七人
鳴門	一五、四九一人
小松島・勝浦	一一、〇〇二人
阿南	一九、五〇一人
吉野川	一〇、九四四人
阿波	九、九六〇人
美馬	九、九二一人
三好第一	六、六七〇人
名西	八、三五六人
那賀	二、一五一人
海部	五、二四一人
板野	二七、〇二六人
三好第二	三、七九二人